2　追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十八条第六項、附則第六十七条第四項、附則第七十六条第四項又は附則第九十八条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3　前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例）

**第九十八条の四**　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金（公務による遺族年金を除く。以下この条において同じ。）の額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、附則第五十一条、附則第五十三条、附則第六十八条第一項、附則第六十九条第一項、附則第七十七条第一項、附則第七十八条第一項、附則第八十四条第一項、附則第八十八条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第五十六条、附則第六十八条第二項、附則第六十九条第三項、附則第七十七条第二項、附則第七十八条第三項、附則第八十四条第三項、附則第八十八条第三項又は附則第九十八条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3　附則第九十八条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

**第百三条**　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「支払う長期給付」を「支払う長期給付等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項第一号中「長期給付」を「長期給付等」に改める。

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

**第百四条**　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第五条から第十条までを削り、第十一条を第五条とする。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

**第百五条**　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「附則第二十八条第四項」を「附則第二十八条第五項」に、「附則第二十九条第四項」を「附則第二十九条第五項」に改める。

**第百六条**　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第九条」に、「第十一条」を「第十条」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条」を「第十三条」に、「第三節　発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五条―第三十七条）」を「第三節　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例（第三十八条・第三十九条）」を「第四節　発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第四十条）」に、「第四節　不服申立てに関する特例（第四十一条）」を「第五節　不服申立てに関する特例（第四十四条）」に、「第一節　国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第一節―第三十四条）」を「第一節　国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第一節―第三十七条）」に、「第二節　長期給付等に関する特例（第二節―第四十一条）」を「第二節　長期給付等の支給要件等に関する特例（第二節―第四十四条）」に、「第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第四十二条・第四十三条）」を「第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等の額の計算等に関する特例（第四十五条―第四十八条）」に、「第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第四十四条）」を「第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第四十九条）」に、「第五節　不服申立てに関する特例（第四十五条―第五十一条）」を「第五節　不服申立てに関する特例（第五十条―第五十三条）」に改める。

第二条中「第四十五条―第四十九条）」を「第四十六条―第五十条）」に、「第五十二条）」を「第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

第十二条中「第四十五条―第四十九条）」を「第四十六条―第五十条）」に、「第五十二条）」を「第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第四十一条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第四十二条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第四十三条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第四十四条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　長期給付等に関する特例（第一節―第四十三条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十四条―第四十八条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第四十五条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第四十六条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第四十七条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第四十八条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第四十九条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第五十条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第五十一条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第五十二条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第五十三条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第五十四条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第五十五条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第五十六条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第五十七条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第五十八条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第五十九条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第六十条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第六十一条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第六十二条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第六十三条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第六十四条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第六十五条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第六十六条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第六十七条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第六十八条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第六十九条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第七十条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第七十一条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第七十二条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第七十三条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第七十四条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第七十五条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第七十六条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第七十七条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第七十八条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第七十九条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第八十条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第八十一条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第八十二条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第八十三条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第八十四条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第八十五条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第八十六条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第八十七条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第八十八条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第八十九条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第九十条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第九十一条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第九十二条）

第十二条―第四十五条）を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第一節―第四十四条）」に、「第四十六条―第五十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十五条―第四十九条）」に、「第五十一条―第五十二条）」を「第五十二条―第五十三条）」に、「第五十三条・第五十四条）」を「第五十四条・第五十五条）」に改める。

（第九十三条―第九十六条）

を削り、「第十二章　雑則（第百条―第百六条）」を「第十一章　雑則（第八十八条―第九十六条）」に改める。